

不育症治療費の助成について

不育症治療を受けている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合を含む）の経済的な負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。

★ 助成の対象となる治療

産婦人科等医療機関において不育症と診断された方が受ける治療（診断のための検査および治療効果を確認するための検査等治療の一環として実施される検査を含む）

※先進医療は助成の対象外です。

★ 助成の対象となる方

次の①～④をすべて満たす方

- ①産婦人科を標榜する医療機関で治療を受けていること
- ②夫婦のいずれか一方または両方が益田市内に住所があること
- ③夫婦の両方が社会保険法各法による医療保険の被保険者、組合員または被扶養者であること
- ④夫婦のいずれか一方または両方が他の地方公共団体が実施する不育症治療等に係る助成を受けていないこと

★ 助成期間および助成金額

<助成期間>

不育症治療を開始した日から出産した日（死産または流産を含む）または医師の判断により不育症治療が終了した日までの期間を1治療期間とします。

※令和2年4月1日以降に受けた治療が助成対象となります。

<助成金額>

1治療期間ごとに**上限5万円**

★ 申請方法

申請書に必要な書類を添えて、子ども家庭支援課へ提出してください。

<申請に必要なもの>

- 不育症治療費助成金交付申請書
- 不育症治療医師証明書
- 戸籍抄本その他婚姻関係を証明する書類
※夫婦の居住地が異なる場合、または夫婦が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合（法律上の婚姻をしていないことの証明として）に必要
- 婚姻関係に関する申立書
※夫婦が事実上の婚姻関係と同様の事情にある場合に必要
- 医療機関が発行した不育症治療費に係る領収書および明細書
- 保険証の写し（治療を受けた方全員分）
- その他市長が必要と認める書類

※交付申請書および婚姻関係に関する申立書等は、市ホームページからダウンロードできます。▶

<申請期限>

原則、治療終了後の翌日から6カ月以内に申請してください。

※申請は治療終了後に行なってください。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

